

第57回定例会

伊方町議会会議録

NO. 2

令和元年6月20日 開会

伊方町議会

第57回伊方町議会定例会会議録（第2号）	
招集年月日	令和元年 6月20日
招集の場所	伊方庁舎4階議場
開会（開議）	6月20日 10時00分宣告
応招議員	1番 高月 芳人 2番 木嶋 英幸 3番 末光 勝幸 4番 清家慎太郎 5番 福島 大朝 6番 菊池 隼人 7番 山本 吉昭 8番 小泉 和也 9番 中村 敏彦 10番 吉川 保吉 11番 阿部 吉馬 12番 吉谷 友一 13番 菊池 孝平 14番 中村 明和 15番 高岸 助利 16番 竹内 一則
不応招議員	なし
出席議員	応招議員に同じ
欠席議員	なし
本会議に職務のため出席した者の氏名	事務局長 中田 克也 書記 岩村 寿彦 書記 奥山 清司 書記 松下 洋二
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の氏名	町 長 高門 清彦 副町長 濱松 爲俊 教 育 長 河野 達司 監 査 委 員 岡田 包 総 務 課 長 坂本 明仁 危 機 管 理 監 足利 博文 町 民 課 長 菊池 暁彦 総 合 政 策 課 長 橋本 泰彦 建 設 課 長 寺谷 哲也 保 健 福 祉 課 長 小野瀬博幸 上 下 水 道 課 長 谷口 誠 産 業 課 長 田中 洋介 地 域 振 興 セ ン タ ー 所 長 兵 頭 達 也 教 育 委 員 会 事 務 局 長 菊池 嘉起 瀬 戸 支 所 長 大 森 貴 浩 三 崎 支 所 長 大 野 信 幸 会 計 管 理 者 黒 田 徳 太 加
町長提出議案の項目	議案第40号 町道宇和海線道路改良工事（4工区）請負契約の締結について 議案第41号 伊方町観光交流拠点施設整備工事請負契約の締結について 議案第42号 伊方町観光交流拠点施設指定管理者の指定について 議案第43号 町道路線の認定について 議案第44号 町道路線の廃止について
議員提出議案の項目	発議第2号 議会改革特別委員会設置に関する決議の提出について
委員会提出議案の項目	なし
その他	議会改革特別委員会の閉会中の継続調査について 議会運営委員会の閉会中の継続調査について 原子力発電対策特別委員会の閉会中の継続調査について
議事日程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。（会議規則第21条）
会議録署名議員の指名	議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。（会議規則第127条） 11番 阿部 吉馬議員 12番 吉谷 友一議員

伊方町議会第57回定例会議事日程（第2号）

令和元年 6月20日(木)
午前10時00分 開議

1 再開宣告

1 議事日程報告

- 日 程 第 1 会議録署名議員の指名
- 〃 第 2 町道宇和海線道路改良工事（4工区）請負契約の締結について
(議案第40号)
- 〃 第 3 伊方町観光交流拠点施設整備工事請負契約の締結について
(議案第41号)
- 〃 第 4 伊方町観光交流拠点施設指定管理者の指定について
(議案第42号)
- 〃 第 5 町道路線の認定について (議案第43号)
- 〃 第 6 町道路線の廃止について (議案第44号)
- 〃 第 7 議会改革特別委員会設置に関する決議の提出について
(発議第2号)
- 〃 第 8 議会運営委員会の閉会中の継続調査について
- 〃 第 9 原子力発電対策特別委員会の閉会中の継続調査について

1 閉会宣告

再開宣告（10時00分）

○議長（竹内一則） おはようございます。これより伊方町議会第57回定例会を再開いたします。只今の出席議員は、全員であります。

よって、本会議は成立いたしました。

議事日程報告

○議長（竹内一則） 議事日程報告を行います。本日の議事日程は、お手許に配布してあるとおりであります。それにしたがって、議事を進めてまいります。

これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（竹内一則） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、18日の本会議と同様、11番 阿部吉馬議員、12番 吉谷友一議員を指名いたします。

議案第40号

○議長（竹内一則） 日程第2「町道宇和海線道路改良工事（4工区）請負契約の締結について」議案第40号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○建設課長（寺谷哲也） 議長

○議長（竹内一則） 建設課長

○建設課長（寺谷哲也） 議案第40号 町道宇和海線道路改良工事（4工区）請負契約の締結について、提案理由をご説明いたします。

本路線は、伊方地域境界から三崎地域境界までの宇和海側を走る、全長約14.4kmの町道で、集落間を接続する主要幹線であり、主要物流経路及び地域防災計画における主要道路にも位置づけられている重要な生活道路であります。随所に線形不良及び幅員狭小による離合困難にて交通に支障を来している状況であります。

これらを解消するため、今回計画いたしました改良区間は、塩成地区と川之浜地区との中間付近の400m区間で、本年度において、工区の中間付近98m区間の工事を実施するものであります。

今回工事の概要は、工区400mの内、地すべり対策を行う必要がある98m区間において、アンカー工42本を施行する計画で、別紙図面の赤色で塗りつぶした部分のとおり実施するものです。

去る5月30日に制限付一般競争入札を実施した結果、藤川建設有限会社が7,128万円で落札したものでございます。

なお、工期につきましては、令和元年12月25日を予定しています。

以上、ご審議のうえ、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（竹内一則） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）
質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより、議案第40号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することに異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第40号「町道宇和海線道路改良工事（4工区）請負契約の締結について」は、原案のとおり可決されました。

議案第41号

○議長（竹内一則） 日程第3「伊方町観光交流拠点施設整備工事請負契約の締結について」議案第41号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○産業課長（田中洋介） 議長

○議長（竹内一則） 産業課長

○産業課長（田中洋介） 議案第41号 伊方町観光交流拠点施設整備工事請負契約の締結について、提案理由をご説明いたします。

本施設は、佐田岬への観光客の誘客を促進し、人と物の交流の輪を広げ、地場産業の活性化を図るため建設されましたが、供用開始から施設利用者や地域住民から様々な意見が寄せられ、それらに対応し、当初の目的達成に係る取り組みを継続しながら更に魅力のある施設とするため、新築するものでございます。

工事の概要につきましては、別紙図面のとおりでありまして、鉄筋コンクリート造2階建が1棟、一部鉄骨造・木造平屋建が2棟の計3棟。延床面積1,100.82㎡、施工床面積1,437.40㎡となります。

去る5月30日に制限付き一般競争入札を実施した結果、堀田建設株式会社伊方支店が、6億5780万円で落札したものでございます。

なお、工期につきましては、令和2年3月25日を予定しております。

以上、ご審議のうえ、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（竹内一則） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

○議員（木嶋英幸） はい

○議長（竹内一則） 木嶋議員

○議員（木嶋英幸） 工期について、ちょっとお尋ねしたいんですけど、東京オリンピックを控えて、かなり資材とか人材が不足していると聞きますが、かなりの大きな建物になるんですけど、そこら辺がしっかり考慮をしているのかどうか、確認ができてるかどうかもお尋ねします。

○産業課長（田中洋介） 議長

○議長（竹内一則） 産業課長

○産業課長（田中洋介） 資材不足につきましては、設計段階からそういう声がありまして、そういうことを考えての工程でございます。

○議長（竹内一則） 木嶋議員、よろしいですか。

○議員（木嶋英幸） はい。

○議長（竹内一則） 他にありませんか。

○議員（山本吉昭） 議長

○議長（竹内一則） 山本議員

○議員（山本吉昭） 本体の工事なんですけども、いわゆるZEBの関係、今後周りの関係といたしますか、その予定についてちょっとお伺いします。

○産業課長（田中洋介） 議長

○議長（竹内一則） 産業課長

○産業課長（田中洋介） 今後の予定でございますが、省エネ、創エネ、エネルギー関係の工事、外構工事の2本を考えてございます。これにつきまして、エネルギー庁それと四経局の方に交付申請を出してございまして、交付決定が下り次第入札の手続の方に入らせていただきたいと思います。なるべく、直近の最短の期間で考えております。それにつきましては、今のところ金額の方は、全協とかあらゆるところで説明してございまして、省エネ、創エネの分が約3億5,000万。外構工事の方が約2億円ということです。以上です。

○議長（竹内一則） 山本議員、いいですか。（「はい」の発言あり）他にありませんか。（「なし」の発言あり）質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより、議案第41号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第41号「伊方町観光交流拠点施設整備工事請負契約の締結について」は、原案のとおり可決されました。

議案第42号

○議長（竹内一則） 日程第4「伊方町観光交流拠点施設指定管理者の指定について」議案第42号を議題とします。福島大朝議員は、地方自治法第117条の規定により、除斥の対象となりますので退席を求めます。

提案理由の説明を求めます。

○産業課長（田中洋介） 議長

○議長（竹内一則） 産業課長

○産業課長（田中洋介） 議案第42号 伊方町観光交流拠点施設指定管理者の指定について、

提案理由をご説明いたします。

本案は、現在の指定管理期間が来年 3 月で満了いたしますので、伊方町観光交流拠点施設条例の規定に基づき、次期指定管理者を定め、施設の効率的、効果的な運営を図るものでございます。

提案しております次期指定管理者につきましては、本年 4 月に公募を行い、5 月 20 日の伊方町指定管理者選定委員会の審議を経て、朝日共販株式会社代表取締役社長福島大朝を指定し、来年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで、施設の管理運営を委任するものでございます。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

○議長（竹内一則） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

○議員（菊池孝平） 議長

○議長（竹内一則） 菊池孝平議員

○議員（菊池孝平） 立派な会社が選定されたみたようですが、この選定委員会というのは、いつどこで協議をして選定されたのか教えてください。

○総合政策課長（橋本泰彦） 議長

○議長（竹内一則） 総合政策課長

○総合政策課長（橋本泰彦） 指定管理者選定委員会の事務局は、総合政策課で行っております。指定管理者選定委員会は、先ほど産業課長が提案理由で説明しましたとおり、5 月 20 日に役場の会議室で実施しております。以上です。

○議員（菊池孝平） 質問と答えが違う。

○議長（竹内一則） 質問とちょっと答えがおおてないみたいなんです。

○議員（菊池孝平） 選定委員会の選任は、いつどこで議会と協議して決めたんですか。

○議長（竹内一則） 理事者側は、もっとはっきりと教えてください。

○総合政策課長（橋本泰彦） 議長

○議長（竹内一則） 総合政策課長

○総合政策課長（橋本泰彦） 議員の質問は、委員の選定について、それにつきましては、町の指定管理者選定委員会、委員の選定につきましては、町の条例に基づきまして、町長が、失礼しました。委員の委嘱につきましては、町の条例で指定管理者選定委員会の組織は、10 名で組織し、識見を要するもの行政機関の職員としておりまして、町長が任命と委嘱をするようになっておりまして、議会の認定なりは必要ないとなっております。

○議長（竹内一則） 菊池議員

○議員（菊池孝平） 指定管理者選定委員会の条例には、町が議会と協議をして、町長が選任すると私はよんどるんですが、違うんですか。

○議長（竹内一則） 総合政策課長

○総合政策課長（橋本泰彦） 町の公の施設に関する指定管理者の指定の手續に関する条例の第 4 条選定につきましては、読み上げますと、町長は公の施設に管理を行う、失礼しました。

条例の施行規則に委員会の組織がございまして、その第6条に委員会は委員10人以内で組織し、町長が任命し、または委嘱するとなっております。規則の中には、議会で承認するという文言はございません。以上です。

○議員（菊池孝平） 答えが噛み合わないな。

○議長（竹内一則） 菊池議員

○議員（菊池孝平） それでは、住民の代表者である議員が町と特殊な関係をもって、議員が町と、議会じゃなしに個人的に、町と特殊な関係になるんですが。これによって、町村の一部執行の客観的公正さを確保できるとお考えですか。お聞きします。

○産業課長（田中洋介） 議長

○議長（竹内一則） 産業課長

○産業課長（田中洋介） 只今のご質問につきましては、先般の議員全員協議会の方でもご説明させていただきましたけども、第一法規からでております。指定管理者の制度の全てという自治省が作っております本がありますけども、その中でQ&Aがございまして、その通り読み上げますが、町や議員本人または親族が経営する会社も指定管理者として、指定することができますかという問いに対して、答えといたしまして、指定管理者による公の施設の管理は、議会の議決を得たうえで、地方公共団体にかわって行うものであり、地方公共団体と指定管理者が一般的な取引関係に致すものではないので、請負にはあたらないと書いております。したがって、自治法上の兼業禁止の適用されず、町や議員本人または親族が経営する会社も指定管理者としてすることができますということが書いてありますので、町といたしましては、これをもって執行しているということでございます。

○議員（菊池孝平） 議長、もう1回、答えが噛み合っていないよ。

○議長（竹内一則） もう3回なりましたので、菊池議員の質疑は終結いたします。他にありませんか。

○議員（清家慎太郎） 議長

○議長（竹内一則） 清家議員

○議員（清家慎太郎） 非常に立派な施設を造っていただいて、運営も地元の県内でも大きな会社が申し込んでいただいたということで、うまいことまわせれるのかなと感じがしてるんですけど、ちょっと2点ほどお伺いしたいことがあるんですけど、全協で説明があったと思うんですけど、指定管理者の申し込みが1社しかなかったというふうに聞いたんですけども、どう捉えられるのかということが1点とですね。全協の時に町長言われたと思うんですけど、何社かにも声をかけたけど、あの場所で採算がとれない、おそれがあるのでそれができない。この朝日共販が赤字覚悟でやってくれるという話をされたんですが、この当初の目的の時に観光交流の拠点として施設を造るんだと、もう1点大きな柱として今までみたいな指定管理料は出さなくて済むような黒字にできるような施設を設計会社と協力会社で造り上げていくんだというふうな話が根本やったと思うんですけども、それでいくとちょっと外れて

しまうし、全協の時にいただいた資料では3億ぐらいの売り上げで3,000万、4,000万の利益を上げるような資料が出て、多分物販販売とか見ると、今のはははなの実績に多分近い数字を出してこられて、自社の分については、自社の実績なのかなというふうに取り取って、確かにさすが黒字を出すんやなというふうに見とったんですけど、その数字なりと、町長が言われたこととちょっとズレがあるんで、その辺のところどうなのかですね。以上2つお尋ねさせていただきます。

○産業課長（田中洋介） 議長

○議長（竹内一則） 産業課長

○産業課長（田中洋介） 1社しかなかったということでございますが、今回は今議員が申されましたように指定管理料を出さないというようなこともございましたし、修繕に関する考え方、備品に関する考え方もかなり考えましたので、ハードルが高くなったのかなと思いはございますけども、1社ではありますが、申し込みがあったということは何と言いますか、1社しかなかったというよりもしてくれたということです。

○議長（竹内一則） はっきり言ってください。

○産業課長（田中洋介） 後は、町長。はい、失礼しました。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（竹内一則） 町長

○町長（高門清彦） 1社しか応募がなかったということは、これは今ほど課長が申し上げたように、ある程度のハードルを設けておりますので、それに対しておかせていただける企業が1社であったと、これは事実として我々は受け止めざるおえないのかなというふうに思っております。それから、2点目の赤字云々という話でございますけれども、これも企業の判断でございますので、我々からどうこう言えるということはないわけですけども、町外の私も直接数社お願いしたんですけども、社内で検討してその社としては黒字にできる見通しが立たないということで、参加していただけなかったということはございました。それに対して、朝日共販さんは、これも自社で検討した結果、自分の経緯の中で、やりくりができるだろうというふうな判断をさせていただいて、参加をさせていただいたということは、私は大変ありがたいことであるというふうに取り止めております。以上でございます。

○議員（清家慎太郎） 議長

○議長（竹内一則） 清家議員

○議員（清家慎太郎） 1社、結果的に申し込んでいただいたというふうには言われるんですけど、事業協力者募集の時に事業協力者は指定管理者に申し込むというふうな条件がついてたと思うんですよ。だから、申し込んでくれたじゃなくて、それは申しこまざるおえなかったとか、最初からほぼそれは決まっていたことで、協力者になった途端、申し込むということですので、それは別に決まっていたことなんで、申し込んでくれたというふうな表現はちょっと違うのかなというふうに思います。私がちょっと懸念するのが、今回初めてのことでと

思うんですけど、このような事業協力者というものを作って設計会社と一緒に民間の知恵を借りて作り上げる。事業協力者は、指定管理者に申し込むというふうな手続きでことを進めていきたくなんですけども、結果的に他所の業者から見て、これなら黒字にできるという施設を造りあげることができなかつた。ということと。もう1点は、結局事業協力者と設計会社が作り上げた案で採算性を考えると1社しか申し込んでこないというこの結果ですね。これを考えると、今回の事業協力者っていうやり方は、私は成功とは言い難いんじゃないかと思うんですよね。今後、そういう大きな事業はあるかどうかははっきり分からないんですけども、そういうやり方を改めないでですね、やっぱりせつかく朝日共販さんがやるにしても、町民の人にとったら事業協力者が指定管理者は分からないんです、事業協力者が決まった時点で、福島さんがやるんやろうというような、そういう話まで出てきよるし、結果的にそれは違うよと説明して、設計会社と造り上げていくんですよ。というふうに言うても、その造り上げたものが、当初の目的と違って、黒字に見込めるような施設ではなくなってしまうことを考えるということで、ちょっと次回に大きな指定管理者が必要な建物なり、施設をする時は、今回のやり方を踏襲していくことは、やめた方がいいんじゃないかなと、結果だけ見ると結局1社しか応募がない。事業協力者が出た時点で、辞めてしまう人も多いと考えると、ちょっと他のやり方というのは、再考すべきじゃないかと思うんですが、その辺はどうお考えですか。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（竹内一則） 町長

○町長（高門清彦） 議員おっしゃるとおり、今回のやり方については、メリット、デメリット、双方あろうというふうに思っております。どうだったのかというふうな検証はしなければならないというふうに思っております。我々が心配したのは、町が一方向的に施設を造って、結局造った後で、指定管理者を募集して、その施設の使い勝手が悪いであるとか、ああいうふうなことが今まで聞いておったんですが、ある程度設計の段階で将来協力してもらえりょうな、民間の知恵を導入したいというふうな想いの中で、始めたわけですけども、今ほど、議員がご指摘があったようなデメリットも確かにあったんだろうというふうに思っておりますので、そこはしっかりと検証をして、今後につなげていきたいというふうに思います。

○議長（竹内一則） 清家議員

○議員（清家慎太郎） 確かにその今までの施設は、役場が造って設計して、実際に後から指定管理の人が入ると、使って悪いなという声も聞いたんで、そういうメリットは確かに考えられるんですけども、そういう建設委員会なりを立ち上げて民間の方の意見を聞くなり、いろいろと方法はあると思いますんで、今回の件も一回検証していただいて、より良い仕組みを作っていただきたいと思います。せつかくこういうふうな三崎だけじゃなくて、伊方町にも観光の起爆剤、かなりの大きな施設ができますんで、これからはしっかり役場としても

フォローしていただいて、この施設が造って成功だったというふうに思われるように、ハード面ソフト面しっかりとフォローをしていただきたいと思います、その辺どうでしょうか。

○議長（竹内一則） 町長

○町長（高門清彦） ありがとうございます。先ほど、申しましたようにしっかりとこの件については検証してまいりたいというふうに思いますし、今後のソフト面特に入れ物ができてもこれから魂を入れなければならないわけでございますので、その点についても指定管理者とあるいは他の施設との連携も考慮しながら、しっかりと伊方の観光振興につながるように町としてもやってまいりたいというふうに思います。

○議長（竹内一則） 清家議員の質疑を終結いたします。他にありませんか。

○議員（小泉和也） 議長

○議長（竹内一則） 小泉議員

○議員（小泉和也） ちょっと不思議に思ったんですが、菊池議員が言われた選定を委員を決めるのに、議会と協議、今まで協議したことあるんですか。

○総合政策課長（橋本泰彦） 議長

○議長（竹内一則） 総合政策課長

○総合政策課長（橋本泰彦） 今まで、議会と協議したことはございません。先ほど、菊池議員の時も説明しましたとおり、条例の施行規則によりまして、町長が委員会の委員を任命と委嘱をすることになってございますので、そのように実施しております。

○議員（小泉和也） 議長

○議長（竹内一則） 小泉議員

○議員（小泉和也） 今更言うのは、やっぱりおかしいですね。課長、それは条例の範囲内で条例どおりに施行してますよということですよ。どうですか。

○総合政策課長（橋本泰彦） 議長

○議長（竹内一則） 総合政策課長

○総合政策課長（橋本泰彦） 議員のおっしゃるとおり条例と条例規則のとおり施行してございます。

○議員（小泉和也） いいです。

○議長（竹内一則） いいですか。（「はい」の発言あり）小泉議員の質疑は終わりました。

他にありませんか。なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

○議員（高岸助利） 議長

○議長（竹内一則） 高岸議員

○議員（高岸助利） 今までいろいろ随分いろいろな機会の説明を受けて役場からの説明を受けてまいりましたが、私としては本件については、公平感・・・に対して、大きな危機を感じており、また、指定管理者の指定についての選定経過において、不明瞭な点があり、現職

議員が代表を務める一企業がいかに観光振興といった名目のことにおいても指定管理を町と結ぶことについては、伊方町政治倫理条例第 1 条の目的にも重大な疑義が生じるのではないかと感じております。よって、私は、本案には反対いたします。

○議長（竹内一則） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

○議員（阿部吉馬） 議長

○議長（竹内一則） 阿部吉馬議員

○議員（阿部吉馬） 私は、先ほども質疑の中で、清家議員が言われたような疑義ももっておりまして。次回からは、やっぱり検証しながらやっていただきたいという考えの基、今回の経緯、今回の指定管理者の指定についてですが、まず 1 点町としての立場からいくと、やはり新たな指定管理制度、いわゆる従来の指定管理というのは、指定管理料が伴うやり方、それをこれからは、ある程度自社努力によって、成り立ってくださいよと。本文に基づきまして、指定管理料を出さない、後施設に関しては、そういう経緯でお話をしながらという文言が入っておると思います。そういう新たな施設を今後やろうとして方向性を出した時に、一番業績に不安なのは、赤字が出ました、即町におんぶに抱っこです。というような感覚をもっていただく企業がなりますと、非常に本文から逸脱して私は大変なことになると、そういった観点から考えますと、今回朝日共販という経営プロ、ある意味プロと言っていいんだろうと思いますし、経営者が運営するこれは何らおかしいことではなくて、安心感を持てる。これは一般の住民の方もそのように捉えている方が私の周りでは多くございます。そういった観点から、もう 1 点は、以前、11 日でしたか、協議会の中で質疑、応答がございました。やはり兼業禁止の関係、法定には何ら問題はないと、先ほどの説明がございました。その中で、後は倫理、住民の見方ということだろうと思います。そういったことを考えますと、私は今回の分には、どうしても町が新たな船出をする場合において、確かな業者じゃないと許可しにくい、そういった流れがありますので、町民に対して質問を受けたとしても私は現状こういう方向でいくと説明ができます。自信を持ってそういったことから考えますと、法的には何ら問題ない、兼業禁止に関して、住民が特に感じるのは、確かに道德、倫理、議員に関しては、特にそこらは襟を正さなければいけない。それは、人として、尚且つ議員として、一般ではなく全てにおいて、議員は見本となるべきという文言がございました。そういったことを考えますと今回の場合は、法的に何ら問題ないと判断できてる以上、住民に対しても十分胸を張って説明できる案件だと思っておりますので、是非頑張ってくださいと賛成をいたします。

○議長（竹内一則） 他に討論ございませんか。

○議員（小泉和也） 議長

○議長（竹内一則） 小泉議員

○議員（小泉和也） 私もほとんど一緒なんですけどね、先ほど問題なのが、課長が自治法にも違反してない、法律の範囲以内に執行してるというのを一議員の勝手な解釈で押しつけ

るのは、やっぱり間違いであり、危険なことだと私は思っております。私が、ちょっと不満なのはですね、今の伊方町の指定管理業者には、指定管理料出してますよね、全部。これは今回平等じゃないんですよ、その上、備品にまで負担を掛けている、それでも指定管理受けますよと、こういう業者をね、反対する必要は全くないと思います。私は、基本的に朝日共販が赤字になっても、自分ところから持出しようという考えでやってるんで、町には全く不利益などがありませんよね、業者が負担することであるんで、そういう業者は、ですから私は賛成します。

○議長（竹内一則） 他に討論ございませんか。

○議員（菊池孝平） 議長

○議長（竹内一則） 菊池孝平議員

○議員（菊池孝平） 課長の言われた指定管理者の全て、私もあれ 2,700 円でしたか、買って読みました、その中に法律で決められてるとは、実際書いてないです。この書いた本人が解されると言うのとだけであって法律で書いてるから、請負もならないとか、92 条の 2 それに適用しないとかなんて書いてるけど、書いた本人が解されると書いてるだけであって、法律で決まるとは、私は書いてるようには見えませんでした。ということで、立派な会社の代表ではありますが、先ほど賛成討論された方の意見も納得はいきますけど、私としては町の事務が客観的に公平さを保たれるとは思いませんので、前の協力会社の時からそうなんですよ。町へ議員が入ってどうこういうのは、これは町の公平さを失うことになるんですよ。本に書いてるが書いてないがそれは解釈の問題であろうと思うんですけど、一議員と町とが癒着するというそういう想定も考えられて、住民の代表である議員と町とは一線をおくという、これは基本的な議員必携にも書いてる基本的なことなんですよ。ですから、私としては、町の公正さが保たれないと思うので、反対します。

○議長（竹内一則） 他に討論ありませんか。（「なし」の発言あり）以上で、討論を終結いたします。

これより、議案第 42 号を採決いたします。本案を原案のとおり賛成する方はご起立願います。はい、座ってください。起立多数と認めます。

よって、議案第 42 号「伊方町観光交流拠点施設指定管理者の指定について」は、原案のとおり可決されました。

福島大朝議員の入場を求めます。

議案第 43 号

○議長（竹内一則） 日程第 5「町道路線の認定について」議案第 43 号を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○建設課長（寺谷哲也） 議長

○議長（竹内一則） 建設課長

○建設課長（寺谷哲也） 議案第 43 号 町道路線の認定について、提案理由をご説明いたします。

路線名、町道仁田之浜地区内 1 号線は、伊方町仁田之浜 138 番 3 地先を起点に、同地区 49 番地先に至る、延長約 160m の地区内路線であります。

町道三崎地区内 1 号線につきましては、伊方町三崎 1520 番 2 地先を起点に同地区 2161 番 1 地先に至る、延長約 350m の地区内路線であります。

両路線とも、地区内道路として新設を計画している区間を認定するものであり、位置につきましては、別添図面の赤色で着色している部分であります。

本 2 路線は、日常生活の利便性を向上させると共に、消防・救急活動の円滑化及び避難経路の確保を図るなど、防災機能を強化する事により、安心・安全な生活環境を構築する事を目的としており、今回、新たに町道として路線認定を行うものであります。

以上、ご審議のうえ、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（竹内一則） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより、議案第 43 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 43 号「町道路線の認定について」は、原案のとおり可決されました。

議案第 44 号

○議長（竹内一則） 日程第 6「町道路線の廃止について」議案第 44 号を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○建設課長（寺谷哲也） 議長

○議長（竹内一則） 建設課長

○建設課長（寺谷哲也） 議案第 44 号 町道路線の廃止について、提案理由をご説明いたします。

先に、全体路線として、路線認定のご決定をいただきました、町道三崎地区内 1 号線の内、既存の認定部分として重複する部分、伊方町三崎 1520 番 2 地先を起点に、同地区 1440 番地先に至る区間について、廃止を行うものであります。

以上、ご審議のうえ、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（竹内一則） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより、議案第 44 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 44 号「町道路線の廃止について」は、原案のとおり可決されました。

発議第 2 号

○議長（竹内一則） 日程第 7「議会改革特別委員会設置に関する決議の提出について」発議第 2 号を議題といたします。

本案につきましては、先の全員協議会で確認を終えておりますので、提案者の説明は、これを省略し、採決することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。これより採決を行います。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することに異議ありませんか。（「なし」のは発言あり）異議なしと認めます。

よって、発議第 2 号「議会改革特別委員会設置に関する決議」については、原案のとおり可決されました。

只今、議会改革特別委員会が設置されましたので、引き続き、議会改革特別委員会委員の選任を行います。委員名簿を書記に配布させます。

お諮りいたします。議会改革特別委員会委員の選任につきましては、委員会条例第 8 条第 4 項の規定により、お手元に配布いたしました名簿のとおり、議長において指名したいと思います。これにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議会改革特別委員会委員は、お手元に配布いたしました名簿のとおり選任することに決定いたしました。議会改革特別委員会委員の選任に伴い、委員会条例第 9 条第 2 項の規定により、正副委員長の互選を行うため、議会改革特別委員会を開催したいと思います。これにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認め、只今から議会改革特別委員会を開催いたします。なお、議会改革特別委員の招集通知は、配布いたしませんので、よろしく願いいたします。議会改革特別委員会委員の皆さんは、全員協議会室にお集まりください。

暫時休憩いたします。再開は、呼鈴でお知らせいたします。

休憩 10 時 49 分

再開 11 時 15 分

○議長（竹内一則） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

休憩中に、議会改革特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので、報告いたします。

議会改革特別委員会委員長に清家慎太郎議員、副委員長に高月芳人議員。

以上のとおり互選された旨の報告がありました。

只今、議会改革特別委員会委員長から、伊方町議会会議規則第 75 条の規定により、次期定

例会までの閉会中の間、議会改革に関する事項について、継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。この際、これを日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。これに異議ありませんか。（「なし」の発議あり）異議なしと認めます。申出書を書記に配布させます。

お諮りいたします。申し出のとおり、次期定例会までの閉会中の間、議会改革に関する事項について、継続調査をすることにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、次期定例会までの閉会中の間、継続調査をすることに決定しました。

議会運営委員会の閉会中の継続調査について

○議長（竹内一則） 日程第 8「議会運営委員会の閉会中の継続調査について」を議題といたします。議会運営委員長から、伊方町議会会議規則第 75 条の規定により、次期定例会までの閉会中の間、所管事務のうち、議会の運営に関する事項等について継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。委員長からの申し出のとおり次期定例会までの閉会中の間、継続調査をすることにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり次期定例会までの閉会中の間、継続調査をすることに決定しました。

原子力発電対策特別委員会の閉会中の継続調査について

○議長（竹内一則） 日程第 9「原子力発電対策特別委員会の閉会中の継続調査について」を議題といたします。原子力発電対策特別委員長から、伊方町議会会議規則第 75 条の規定により、次期定例会までの閉会中の間、原子力発電事業に関する事項について、継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。委員長からの申し出のとおり、次期定例会までの閉会中の間、継続調査をすることにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、次期定例会までの閉会中の間、継続調査をすることに決定しました。

閉会宣告

○議長（竹内一則） これで、本日の日程は全て終了いたしました。会議を閉じます。

閉会にあたり、町長から挨拶があります。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（竹内一則） 町長

○町長（高門清彦） 閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会におきましては、ご提案を申しあげました全議案に対し、ご決定ご承認をいただきまして、誠にありがとうございました。

会期中に議員各位から賜りましたご意見、ご要望等につきましては、率直に受けとめ予算の執行等につきましては慎重を期してまいる所存でございます。

梅雨入りが遅れているとはいえ、これから土砂災害などの危険性が高くなってまいります。町といたしましては、昨年の豪雨災害を踏まえまして、国のガイドライン改定により、町が発令する新たな避難情報に対応した警戒レベルの運用を開始したところでございます。

防災減災対策への意識が強まる中、安心安全な生活ができますように、関係各機関が連携を密にしまして、災害に強いまちづくりに努めてまいりたいと存じます。

議員各位におかれましては、今後とも町政発展のために、なお一層のご尽力を賜りますようお願いを申し上げまして閉会のご挨拶といたします。

誠にありがとうございました。

○議長（竹内一則） これをもちまして、伊方町議会第 57 回定例会を閉会いたします。

お疲れ様でした。

（閉会時間 11 時 21 分）

地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

令和元年 月 日

伊方町議会議長

伊方町議会議員

伊方町議会議員